個人情報保護規定

プロトーク株式会社

2020 年 10 月 02 日　制定

第１章　総則
第１条　（目的）
第２条　（定義）
第３条　（適用）
第４条　（個人情報の安全管理に係る基本方針）

第２章　管理体制
第５条　（個人情報管理責任者）
第６条　（個人データ管理者）
第７条　（点検の実施）
第８条　（体制の見直し）

第３章　運用
第９条　（管理原則）
第１０条(利用目的)
第１１条(適正な取得)
第１２条(利用目的の通知・公表・明示)
第１３条(セシティブ情報)
第１４条(個人情報の正確性の確保)
第１５条(個人データ管理台帳)
第１６条(安全管理措置)
第１７条(漏洩時の措置)
第１８条(従業者の監督)
第１９条(従業者の教育)
第２０条(委託先の監督)
第２１条(第三者提供の制限)
第２２条(個人データの開示・訂正・利用停止)
第２３条(苦情の処理)
第２４条(違反時の懲戒)
第２５条(改廃)

第１章　総則

第１条(目的)
本規定は、当社業務に係る個人情報の適法かつ適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第２条（定義）
本規定における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）および関係省庁の個人情報保護に関するガイドラインのよるものとする。

第３条（適用）
本規定は、当社の役員およびすべての従業員（社員・パート・アルバイト・派遣社員を含む）以下「従業員という」に適用する。

第４条（個人情報の安全管理に係る基本方針）
当社における個人情報の適法かつ適正な取り扱いを保護するため、次の事項を含む個人情報の安全管理に係る基本方針を定める。

（１）当社の名称

（２）関係法令等遵守の宣言

（３）基本方針の継続的改善の宣言

（４）個人データの安全管理に関する宣言

（５）安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口

２．個人情報の安全管理に係る基本方針は、当社の役員および従業員者に周知するとともに、当社の事務所への掲示等により公表する。

第２章　管理体制

第５条（個人データ管理責任者）
当社は本規定の末尾に記載する者を個人情報の安全に係る業務遂行の責任者（個人データ管理責任者）とする。

２．個人データ管理責任者は、次に掲げる業務を所轄する。
（１）個人データの安全管理に関する規定および委託先の選定基準の承認および周知
（２）個人データ管理者の任命
（３）個人データ管理者からの報告徴収および助言・指導
（４）個人データの安全管理に関する教育・研修の企画
（５）その他当社における個人データの安全管理に関すること

第６条(個人データ管理者)
当社は本規定の末尾に記載する者を個人データ管理者とする。
２．個人データ管理者は、次に掲げる業務を所轄する。
（１）個人データ取扱者の指定および変更等の管理
（２）個人データの利用申請の承認および記録等の管理
（３）個人データを取り扱う保管媒体の設置場所の指定および変更等
（４）個人データの管理区分および権限についての設定および変更の管理
（５）個人データの取り扱い状況の把握
（６）委託先における個人データの取り扱い状況の監督
（７）個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
（８）個人データ管理責任者に対する報告
（９）その他所管部署における個人データの安全管理に関すること

第７条(点検・検査の実施)
個人データ管理責任者は、別の定める取扱規定に基づき、個人データの取り扱いに関する法令および諸規定の遵守状況に関する点検実施計画を立案し、個人データ取り扱い部署毎に点検を定期的に実施させる。
２．点検の実施責任者は個人データ管理者とし、点検結果を個人データ管理責任者に報告する。

第８条(体制の見直し)
個人データ管理責任者は、点検の結果を踏まえ、必要に応じて個人データの取り扱いに関する組織体制の見直しを行わなければならない。

第３章　運用

第９条(管理原則)
個人データは、本規定に従い適切に管理し、その重要度に応じて取得、利用、移送、保管廃棄する。

第１０条(利用目的)
当社は、当社が個人情報を利用する目的の範疇を以下の通りとする。

（１）WEBサイト、WEBコンテンツその他インターネットを利用した各種サービスの企画、制作、販売、配信、運営及び管理等それに関する業務
（２）コンピュータソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入等それに関する業務
（３）インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービスに関する業務
（４）インターネットを利用した広告業務及び番組配信に関する業務
（５）マーケティング・リサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供並びに広告宣伝に関する業務
（６）各種映像の企画、制作、撮影、編集、販売及び保守に関する業務
（７）職業安定法に基づく有料職業紹介事業に関する業務
（８）労働者派遣事業に関する業務

（９）求人、求職情報提供サービスの企画、運営及び保守に関する業務
（10）人材の育成、職業適性、能力開発を目的とした教育及びカウンセリング業務
（11）各種セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び管理に関する業務
（12）企業の経営戦略立案、生産性向上及びその他企業経営全般に関する情報の提供業務
（13）各種商品の企画、開発、製造、卸売、販売及び輸出入に関する業務
（14）古物営業法に基づく古物商に関する業務
（15）その他、各種コンサルティング事業等、当社の事業遂行に関連・付随する業務

２．個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。
３．利用目的を変更する場合には、変更前に利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく公表を行なう。

第１１条(適正な取得)
偽りその他不正な手段により、個人情報を取得してはならない。

第１２条(利用目的の通知・公表・明示)
当社は、個人情報の取得に際し、当社の利用目的をあらかじめ公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知する。
２．当社は、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対して利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

第１３条(センシティブ情報)
センシティブ情報については、法令・諸規定に定められた場合ならびに、原則として取得、利用または第三者提供を行わない。
２．適切な業務運営を確保する必要からセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合は本人から同意を得ることとする。

センシティブ情報とは以下の内容を含む情報を言う。
政治的見解
宗教・思想・信条など
労働組合への加盟
門地および本籍地
人種および民族
医療および性生活

第１４条(個人データの正確性の確保)
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データを正確かつ細心の内容に保つものとする。

第１５条(個人情報管理台帳)
個人データ管理責任者は、個人データの取得状況を確認できる手段の整備のため、以下の事項を含む台帳等を整備するとともに、適宜見直しを行うものとする。

① 取得事項

② 利用目的

③ 保管場所・保管方法・保管期限

④ 管理部署

⑤ アクセス権限の状況

第１６条(安全管理措置)
当社は、取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止その他個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的に必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。
２．組織的安全管理措置として、個人データの安全管理に係る取得規定を整備する。取得規定は「取得・入力」「利用・加工」「保管・保存」「移送・送信」「消去・廃棄」「漏洩事案への対応」の個人データの管理段階毎に定めるものとする。

第１７条(漏洩時の対応)
従業者が、個人情報の漏洩事故またはその恐れのある事案を発見した場合は、直ちにその旨を個人データ管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
２．個人データ管理者は、個人情報の漏洩事故またはその恐れがある事案が発生した旨を直ちに個人データ管理責任者に報告しなければならない。
３．個人データ管理責任者は、漏洩事故の発生状況、漏洩の範囲、被害の程度等を掌握し、取締役会に報告する。 _
４．個人データ管理責任者は、漏洩事故の再発防止策を策定し取締役に報告する。

第１８条(従業者の監督)
当社は、従業者が個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行なう。
２．当社は、従業員に対して個人情報の保護および適正な取り扱いに関する誓約書の提出を求める。

第１９条(従業者の教育・指導)
従業者に対する個人情報の保護および適正な取り扱いに関する教育・指導方針は、個人データ管理責任者が計画、決定する。
２．従業者は、個人データ管理責任者が指定する個人情報の適正な管理に関する研修を受講しなければならない。

第２０条(委託先の管理)
個人データ管理責任者は、個人データの取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合は、取り扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、別に定める個人データの外部委託にかかる規定に基づき、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
２．個人データ管理責任者は、委託先に対し以下の各号の事項を実施しなければならない。
（１）委託先の個人情報保護体制が充分であることを確認したうえで委託先を選定すること。
（２） 委託先との間で、次の事項を含む委託契約書等を締結すること。

①委託者の監督・監査・報告徴収に関する事項
②委託先における個人データの漏洩、盗用、改ざんおよび目的外利用の禁止
③再委託における条件
④漏洩事案等が発生した際の委託先の責任

第２１条(第三者提供の制限)
当社は、法令で定められた場合を除き、あらかじめ本人の同意なく個人データの第三者への提供を行わない。

第２２条(個人データの開示・訂正・利用停止)
当社は、当社業務に係る個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示・訂正・利用停止等の求めを受けた場合は、個人データ管理責任者の判断により、これを行なう。
２．当社業務に係る個人データに関し、個人情報保護法に基づかない照会等を受けた場合は、本人確認を適切に行ったうえで、当社から回答を行うことができる。

第２３条(苦情の処理)
当社における個人情報の取り扱いに関する苦情対応の窓口は、個人データ管理者とする。
２．従業者が、個人情報の取り扱いに関する苦情を受け付けた場合には、ただちに個人データ管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
３．個人データ管理者は、苦情を受け付けた旨をすみやかに個人データ管理責任者に報告しなければならない。

第２４条(違反時の懲戒)
当社は、本規定に違反した従業員に対して就業規則等に基づき懲戒処分を行なう。

第２５条(改廃)
本規定の改廃は、当社社長の決定または取締役会の決議により行うものとする。

附則
１．本規定は２０２０年１０月２日より実施する。
２．当社本規定の実施時の個人データ管理責任者は当社代表取締役とする。